(2)　「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

(3)　「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

(4)　「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十七年国土交通省告示第四百八十六号附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号別表の増改築等工事証明書（平成二十七年国土交通省告示第四百八十六号による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号第二号イに掲げる基準に適合させるための修繕又は模様替とされたものに限る。）は、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第四百八十九号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第七項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第一号イ中「等級4の基準」の下に「又は評価方法基準第5の5の5―2⑶の等級4若しくは等級5の基準」を加え、同号ロの次に次のように加える。

ハ　評価方法基準第5の9の9―1⑶の等級3、等級4又は等級5の基準に適合していること。

第二号イ中「等級4の基準」の下に「又は評価方法基準第5の5の5―2⑶の等級4若しくは等級5の基準」を加え、同号ロの次に次のように加える。

ハ　評価方法基準第5の9の9―1⑷の等級3、等級4又は等級5の基準に適合していること。

第三号中「又はロ」を「、ロ又はハ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の規定（第一号イ及び第二号イを除く。）は、被災受贈者（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第一項第一号に規定する被災受贈者をいう。次項において同じ。）が平成二十七年一月一日以後に住宅取得等資金（同項第五号に規定する住宅取得等資金をいう。次項において同じ。）を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次項において同じ。）により取得した場合について適用する。

3　この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の規定（第一号イ及び第二号イに限る。）は、被災受贈者が平成二十七年一月一日以後に住宅取得等資金を贈与により取得した場合であって、かつ、平成二十七年四月一日以後に平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項に規定する設計住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合について適用する。

4　この告示の施行前に平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三条第一項に規定する設計住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号（第一号イ又は第二号イに掲げる基準に係るものに限る。）の適用については、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第四百九十号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第十四条の二第七項第一号の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

本則中「又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋」を「、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋」に改め、第一号イ中「省エネルギー対策等級に係る評価が等級4又は」を「断熱等性能等級に係る評価が等級4、若しくは同表の5―2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4若しくは等級5」に改め、「免震建築物」の下に「又は同表の9―1高齢者等配慮対策等級（専用部分）に係る評価が等級3、等級4若しくは等級5」を加え、同号ロ中「第二号」の下に「又は同条第十三項第一号及び第二号」を加え、第二号中「等級3又は」を「等級3、若しくは」に改め、「免震建築物」の下に「又は同表の9―1高齢者等配慮対策等級（専用部分）に係る評価が等級3、等級4若しくは等級5」を加え、第三号中「等級3又は」を「等級3、若しくは」に改め、「免震建築物」の下に「又は同表の9―1高齢者等配慮対策等級（専用部分）に係る評価が等級3、等級4若しくは等級5」を加える。

別表を次のとおり改める。

別表

住宅性能証明書

（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用）

証明申請者	住　所	
	氏　名	
家屋番号及び所在地		
次のいずれかの基準に適合する住宅用の家屋 1．評価方法基準第5の5の5―1⑶の等級4の基準に適合する住宅用の家屋 2．評価方法基準第5の5の5―2⑶の等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋 3．評価方法基準第5の1の1―1⑶の等級2又は等級3の基準に適合する住宅用の家屋		
住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合		